

天保九年(一八三八)諸国巡見使の休憩所と なった博多商人末次家

—末次文書『御巡見使記録』を素材にして—

Hakata Merchant SUETSUGU's House that was
assigned as the Rest Place for a Shokoku-
junkenshi in the 9th Year of Tempo Era (1838)

—using 「Ojunksenshi-Kiroku」 of SUETSUGU
Documents —

上園慶子* Keiko UEZONO

はじめに

江戸時代、徳川幕府は諸国の大名や旗本などの統治を監察するとともに、それぞれの所領における民情を調査するために全国に巡見使を派遣した。幕府巡見使の活動については、巡見使自身や従者による記録があるが、巡見使を迎える藩でどのような準備がなされ、どのように応接したかについての具体的な報告は僅かで、管見の限りでは福岡藩における報告は未だなされていない。本稿では諸国巡見使について概略を述べるとともに、諸国巡見使を迎える福岡藩の、博博の町人や町屋に対する準備状況をあきらかにしたい。

なお、主な史料として『天保九年戊戌閏四月御巡見使記録(以下、『御巡見使記録』と略す)』¹⁾【図1】²⁾を使用する。『御巡見使記録』は、福岡県立図書館が所蔵する末次文書二百二十点の一つで、天保九年(一八三八)閏四月三日幕府の巡見使が博多で昼休み(昼食)をした際、休憩場所の一つとなった末

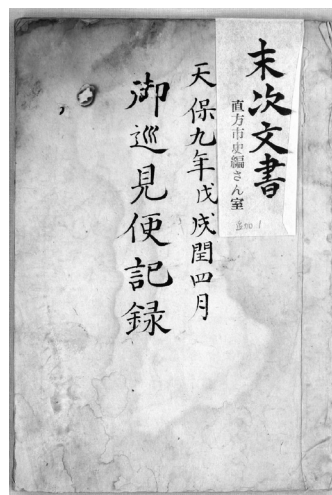


図1 文書表紙

次家の当主末次廣營が、藩の役人による事前の見分から、家屋敷の作事、渡し船の手配、休憩当日の応接、役所への事後報告に至るまでを詳細に記した私的な記録である。休憩所と定められた町人個人の家屋敷がどのように準備を整えたかを町人側から具体的に示した記録は他に見ないことから、諸国巡見使に関する新たな視点を示すものとして貴重である。

1. 諸国巡見使について

1) 派遣時期など【表1】

巡見使には私領の藩などを巡見する「諸国巡見使」と、天領を巡見する「国々御料所村々巡見使」があった。³⁾

「諸国巡見使」の始まりは三代將軍家光の時代の寛永十年(一六三三)とされる。「寛永十年諸国巡見使覚」によれば、この時は大名を正使、旗本の使番・書院番を相使とする三人一組の編成で九州・中国・四国・五畿内・紀伊・伊勢・東海道・陸奥・出羽に派遣された。従者は、千石以上の正使は三十名、千五百石以上三十五名、二千石以上四十名、二千五百石以上四十五名で、相使もこれに倣うとされたので、巡見使一行は総勢百名を越す人数に及んだ。⁴⁾

第二回の巡見は四代將軍家綱代の寛文七年(一六六七)に行われた。編成の内、大名は加わらず、使番・小性組・書院番の旗本三人になり、覚書や条

*うえその けいこ 国際文化研究科国際文化専攻博士後期課程

指導教員：宮崎 克則

表1 諸国巡見使の概要

回	派遣年		將軍			諸国巡見（九州地区）の概要									
	和暦	西暦	代・名	就任年	年齢	名称	目的など	地区数	巡見地域	三使の構成	日数	九州入り	九州出発	滞在期間	備考
1	寛永十年	1633	3代家光	1623	20	国廻り	諸藩の監察	6	①	大名・使番・書院番	約1年	小倉、3月中旬	小倉、翌年1月初	9ヶ月	鹿児島に6月7日～10月21日
2	寛文七年	1667	4代家綱	1651	11	諸国巡見	覚八ヶ条	6	②	使番・小姓組・書院番	7ヶ月	?	?	?	
3	天和元年	1681	5代綱吉	1680	35	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	220	若松、4月17日		160～170日	
4	宝永七年	1710	6代家宣	1709	48	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	200	若松、4月中旬	若松、9月初	170日余	
			7代家継	1713	5										
5	享保元年	1716	8代吉宗	1716	33	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	約200日	若松、3月末	若松、9月初	160日余	
6	延享二年	1745	9代家重	1745	34	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	〃	若松、3月28日	若松、9月12日	170日	
7	宝暦十年	1760	10代家治	1760	24	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	〃	若松、3月27日	若松、9月14日	170日余	1名没
8	天明八年	1788	11代家斉	1787	15	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	〃	若松、4月1日	若松、?	?	2名没
9	天保九年	1838	12代家重	1837	45	諸国巡見	代替り	8	③	使番・小姓組・書院番	〃	若松、4月28日	若松、8月24日	145日	

年齢は就任年。

巡見地域①：筑前・筑後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・沓岐・対馬・豊前・豊後

②：筑前・筑後（除久留米、国目付派遣中）・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・沓岐・対馬・豊前・豊後

③：筑前・筑後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・沓岐・対馬・五島

小宮木代良「幕藩体制と巡見使（一）—九州地域を中心にして—」（『九州史学』第77号、1983年）③より作表。

令によって目的等が明示された。その詳細は後述する。この回は全国が六地区（九州・中国・五畿内・関東・奥州・北国）に分けられた。

第三回は五代將軍徳川綱吉就任時の天和元年（一六八一）で、全国が八地区（九州・中国・四国・五畿内・東海道・関東・北国・奥州）に分けられ、以後、宝永七年（一七二〇）・享保元年（一七二六）・延享二年（一七四五）・宝暦十年（一七六〇）・天明八年（一七八八）・天保九年（一八三八）まで、將軍の代替りの度に同様の形式で全国に巡見使が派遣された。ただし、七代將軍家継の就任時は派遣されず、幕末になると財政逼迫や政情不安のため延期が繰り返され、実施されなかった。

九州地区の範囲は、第三回以降、筑前・筑後・肥前・肥後・薩摩・大隅・日向・沓岐・対馬・五島の国々と定められ、豊前・豊後は四国地区に含められた。

九州地区巡見の期間は全行程で二百日程度に定められていた。九州に派遣された巡見使は表2に示す通り三十～四十歳代の壮年者たちであったが、第七回には一名、第八回には二名の巡見使が巡見途中で亡くなっている。暑い盛りの季節を含み過酷な巡見であったと想像される。【表2】

2) 派遣の目的・藩主等の留意事項

巡見使派遣の目的は、寛文七年幕府より諸国巡見使へ出された左記「国廻衆え被仰渡覚」に示される通り、天領・私領における治世の善悪、禁教の徹底と治安維持、新たな運上の有無と物価騰貴の関係、幕府政治との相違、商品の流通状態、金銀銭や米の相場、高札の設置状況を調査することであった。同時に領民からの各種訴えの受取は禁止された。⁶⁾

国廻衆え被仰渡覚

一 御料私領共に町在々所々、仕置善悪可被承之事、
一 きりしたん宗門之仕置、常々無油断申付候哉、井盜賊等之仕置其所々

表2 九州に来た諸国巡見使

回	年号		代・名	使番			小性組			書院番		
	和暦	西暦		氏名	年齢	石高*	氏名	年齢	石高*	氏名	年齢	石高*
1	寛永十年	1633	3代家光	城織部佐信茂	56	1000				能勢小十郎頼隆	46	1530
正使は小出対馬守吉親 44 譜代大名(但馬出石城2万9700石)												
2	寛文七年	1667	4代家綱	岡野孫九郎貞明	46	1000	青山善兵衛正康	35	1000	井戸新右衛門幸弘	35	1600
3	天和元年 (延宝九年)	1681	5代綱吉	奥田八郎右衛門忠信	37	2800	柴田七左衛門康能	43	1000	戸川奎助安成	32	1500
4	宝永七年	1710	6代家宣	小田切鞆負直広	31	2930	土屋数馬喬直	45	2000	永井監物白弘	42	3030
5	享保元年 (正徳六年)	1716	8代吉宗	妻夫木四郎頼隆	49	3000	大島采女義敬	29	2000	小倉忠右衛門正矩	49	1200
6	延享二年	1745	9代家重	徳永平兵衛昌寛	40	2500	夏目藤右衛門保信	38	600	小笠原内匠信用	41	?
7	宝暦十年	1760	10代家治	青山七右衛門成存	48	1200	神保帯刀忠能	37	?	花房兵右衛門正路	39	?
8	天明八年	1788	11代家斉	小笠原主膳長知	44	2000	土屋忠次郎利置	40	2070	竹田吉十郎斯近	47	800
9	天保九年	1838	12代家重	曾我又左衛門語祐	?	2000	大久保勘三郎忠寿	?	1200	近藤勘七郎	?	1400

小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)―九州地域を中心にして―」『九州史学』第77号(1983年)、馬場憲一「幕府巡見使制度について」『法政史学』第24号(1971年)、

*石高は大村市史編さん委員会「第3章 大村藩の産業・交通と領民生活」(『新編大村市史 第3巻 近世編』2015年)⑤より作表。

のもの存知候様相尋之、様子可被承之事、
 一何によらず、近年運上に成、其所々諸色高直にて迷惑仕儀有之哉、可被承之事、
 一公儀御仕置と替たる事有之哉、可被承之事、
 一買置いたし、しめ売仕候もの有之哉、可被承之事、
 一金銀米銭相場可被承之事、
 一公事訴訟目安一切被請取間敷事、
 一高札之写不立置之所は向後立置之、文字不見節は又改可立置之旨、家数多所々にて可被申渡事、

この目的に則つて、巡見先の藩や地区には事前に担当の三使から具体的な質問事項が示され、迎える側は三使から指示された質問やその他の想定質問への回答作成に追われた。

また、巡見使を迎える側が留意すべき事項も巡見使派遣に先立って発布された寛文七年閏二月十八日付けの二通の覚書「諸国巡見使条令」で示された。諸藩の負担を軽減するため、絵図の作成・道路の補修・休憩所の新築や改築などは無用であり、諸々簡略にするように求めている。^⑦

覚 (一)

一今度諸国巡見使雖被仰付、国之絵図、城絵図無用事
 一人馬家数改無之事
 一御朱印之外人馬、御定之通、駄賃銭取之、人馬無滞可出之事
 一何方より見分仕候共、使者飛脚音信一切可為無用、但案内之者入候所は、其断可有之事
 一掃除等可為無用、但有来道橋、往行不自由之所は、各別之事
 一泊々之宿所作事等可為無用、并茶屋新規作之申ましき事

一国廻之面々泊々にて、つき米大豆其所之相場を以可売之、其外売物常々其所之直段に売可申事
右条々、国主、領主、御代官え先達て可被相触者也

寛文七年閏二月十八日

(一)

覚

- 一 宿々疊之表替無用、古候共不苦事
 - 一 湯殿雪隠若無之所は、成程かろく可被致之事
 - 一 たらい柄杓鍋釜古候ても、不苦候、若無之所は、かろく可被致支度事
 - 一 宿に可成家、一村に三軒無之所は、寺にても、又は村隔り候不苦事
 - 一 其所に無之売物、脇より遣置之、うらせ申ましき事
- 以上

幕府はその後にも巡見使を派遣するたびに繰り返し同じ条文の覚を發布して、儉約を指示していたが、諸藩では巡見使の南向に向けて何ヶ月も前から、道の改修・宿泊所の整備が行われた。天保三〜八年は飢饉が続いたこともあり、天保四年十二月、「近年引続御儉約被仰候得共、累年御入用筋相嵩、：依之来午年より戌年迄五ケ年間、猶又御儉約被仰出候間、：と天保九年まで更なる儉約を求める触を出した。しかしながら、巡見使に対する対応に儉約は配慮されず、天保九年担当の三使からは「天明期之通」の対応を指示され、⁽¹⁰⁾ 実際天明期と同様の対応がとられた。

2. 天保九年の博多巡見について

1) 行程【図2】

天保九年の九州巡見使は正使が曾我又左衛門(使番、知行高二千石)、副使が大久保勘三郎(小姓組、同千二百石)、御目付が近藤勘七郎(書院番、同



図2 天保9年(1838)巡見使の筑前国内行程
『順見使西国紀行』⁽¹⁾より作成

二十八日に福岡藩領の若松に到着した。若松から巡見を開始したが、二十九日は雨で滞留し、三十日に船で五里の芦屋へ、翌日の閏四月一日に陸路を朝七時頃から十一時頃まで歩いて巡見し赤間宿へ、同二日は午前八時頃に出発して十二時頃に青柳宿に到着し、同三日には午前八時頃に出発して香椎宮を参詣後、福岡藩の公的施設である箱崎茶屋で上下に着替えて筥崎宮を参詣し正午頃博多に着いている。⁽¹⁰⁾ 昼食休憩後は午後二時頃出発し、中島橋を渡って福岡城下に入り、大名小路を経て、鳥飼八幡宮・紅葉八幡宮を通り、藤咲川(藤崎川・現金屑川)・はしもと川(室見川)を船で渡って、午後五時頃姪浜宿に入っている。

千四百石)であった。巡見使の一人である大久保勘三郎の『順見使西国紀行』⁽¹⁾によれば、巡見使は天保九年四月一日に江戸を発ち、同年九月二十七日に江戸に帰着している。この年は閏月(四月)があり、全日程は約七ヶ月の九州巡見であった。

巡見使は、江戸から東海道を通って陸路十四日で大坂に着き、大坂からは小倉藩領の大里に参勤交代用の船を留め置いていた久留米藩の船に乗って、海路十四日で瀬戸内海を渡り、四月

2) 博多での休憩

『博多津要録』の「御上使之事」¹³⁾によれば、寛文七年四月二十六日の触に「御上使御泊之夜はかり、博多町中不残自身番可仕候、第一火用心可申付事」とあり、寛文七年の巡見使は博多に泊ったことが分かる。

『博多津要録』「巡見御上使於博多御宿相極ル事」¹⁴⁾に、延宝九年は(大賀)惣右衛門宅・(大賀)善兵衛宅、太郎吉宅が休憩所に決まったとある。そして「二月十八日、御町奉行衆・御普請奉行衆・御用人衆、其外御役人衆、毎度御出、繕普請・諸事御念被人被仰付候事」と、入念な準備がなされたが、巡見使は四月二十二日箱崎で昼休を取った後、博多では殿様父子(三代藩主黒田光之・次子綱政)が待機していた大賀善兵衛宅で挨拶を済ませると出発している。「御上使様御家来衆」に用意された呉服町・市小路上、三ヶ所の家には誰も入らず、代わりにと大賀惣右衛門宅向いの借家三軒を空けて餅・酒・重箱・肴を置いたが誰一人入らず、小路に薄べりを百枚敷いて茶・たばこを出したが、これも利用されていない。この年は休憩もせずに行き止まりのみであった。このように博多での休憩様式は一定せず、その時々で異なっている。

『御巡見使記録』によれば、天保九年は

正使 曾我又左衛門様、大賀甚之丞 御用宅
 御同勢
 副使 大久保勘三郎様、大賀善之進 御用宅
 御同勢
 御目付 近藤勘七郎様、末次與三郎宅 御用借
 御同勢 三拾三人

とあり、大賀二家と末次家の都合三家が休憩所として指名されている。正使の曾我又左衛門、副使の大久保勘三郎を担当した両大賀の家は「御用宅」と書かれていることより、藩の費用で建てられた建物が使用され、一方、末

次家は「御用借」とあることから、巡見使接待のために一時的に借り上げられたことが分かる。また、文書の冒頭に「天保九年戌春、御巡見使御下向ニ相成筈ニ付、御先例故、…」、天保八年秋の末次家での事前見分に、「寛政元年之此方絵図御持参ニ而御引合」と記されていることから末次家は前回も巡見使の休憩所を務めており、寛政元年(天明八年)と天保九年は同じ三家が担当したと考えられる。前述のように、大賀二家は延宝九年も休憩所を仰付られている。詳細は後述するが、大賀家は博多町人の筆頭であり、両大賀家には藩の建物があった事から、毎回休憩所を仰付られ、三軒目の家は其時々、大賀次など格の高い町人の家が選ばれたものと思われる。

3) 博多町人について

ここで天保九年巡見使の休憩所として選ばれた町人の出自等について概述する。

(1) 大賀家

『大賀宗九(本姓大神)実録』¹⁵⁾によれば、大賀家初代は大賀(大神)宗九(二五六一〜一六三〇)である。豊前国大友氏の家臣で榎牟礼(とがむれ)城主であった。文禄二年(一五九三)主君の大友義統は朝鮮出兵時の不首尾の為に豊臣秀吉の怒りに触れて領地を没収され、毛利輝元に預けられて山口に幽閉された。その為、大神大学(後の大賀宗九)は流浪の身となり、豊前中津に移り商人になった。そこで中津城主の黒田長政(後の福岡藩初代藩主)に気に入られ、シャム行き渡航朱印状をもつ、幕府公認の貿易商、黒田家の御用商人として活躍した。

宗九に三男あり、長男惣右衛門は博多の「呉服町上」に、次男九郎右衛門は「呉服町中」に、三男宗伯は「呉服町下」に屋敷をもち、それぞれ「上大賀」・「中大賀」・「下大賀」と呼ばれた。「中大賀」は跡継ぎに恵まれず、二代で絶えた。

宗九の長男の家系、上大賀家の屋敷は呉服町上(現・博多区上呉服町)にあり、間口六十間(約百九m)奥行き三十間(約五十四m)であった。現在

の呉服町ビジネスセンターから博多三井ビルまでに相当する。『大賀家記録』⁽¹⁶⁾によれば、御用宅について、

寛永十三年、只今御用宅ニ相成居候書院通り、忠之公御意ニ依り取建申、其節京都嵯峨之大工七拾人呼下シ普請相調、家作之内両度被為人御覽被遊、中白之御幕拝領被仰付、普請為御尋鶴志羽頂戴被仰付候事

とあり、二代藩主黒田忠之の御意により御用宅となる書院を、京都から大工七十人を呼んで建てたこと、忠之が普請の見物に来て中白の幕や鶴を拝領したことが書かれている。この書院は屋久島より杉丸太・台湾より檜材・中国より花りん材を集め、建具は名島城からのものを拝領して造られ、襖絵は狩野山楽らの筆によるものであった。天保九年にも巡見使の休憩所となり、福岡藩の博多茶屋として使用された御用宅と考えられる。上大賀は五十人扶持、銀一貫五百目を拝領しており、町人の格式は「筆頭」である。⁽¹⁷⁾

宗九の三男宗伯の家系、下大賀家の屋敷は呉服町下（現・博多区綱場町）にあった。御用宅については、寛文十一年（一六七二）三代目宗安（延世）の時、破風造りの書院（室内は総金箔張）を建築しており、この書院が福岡藩の博多茶屋として使用された。⁽¹⁸⁾縁には幅一間・長さ五〜六間の一枚板の杉や檜を張り、障子腰板は屋久杉を用い、座敷の畳を上げると模様の床の能舞台が出現した。これらの建物は天保年間までは現地に残っていたが、明治十一年ころまでに解体されたと伝わっている。下大賀は上大賀と同じく年々五十人扶持、銀一貫五百目を拝領し、町人の格式は「筆頭」である。

上大賀・下大賀はともに、五十人扶持、銀一貫五百目を拝領しているが、宗九が元和七年（一六二一）に筑前の粕屋郡中原村など計百六十四石二斗四升三合の知行を拝領仰付けられた書付や宗九の家屋敷等を相続したことから、下大賀が「本家」、上大賀が「惣領」と区別されている。しかしながら、福岡藩の対応は同一で、ともに博多町人の筆頭であった。⁽¹⁹⁾

(2) 末次家

末次家は、周防国の大内義隆（一五〇九〜一五五二）の家臣で管内町（現、博多区中呉服町）にあった大内館「大宰府官人唐船取締役所」で博多守護代を務めていた末次左馬頭から始まる。左馬頭は天文十六年（一五四七）遣明船で明へ渡航したことが分かっており、日中間を往来して活動していたと思われる。天文二十年（一五五一）に大内義隆が殺害された後、博多で商人になった。末次左馬頭に一男一女あり、長男の孝善（光善・興善・久四郎）の三人の子供のうち、長男廣正（宗得・宗徳）の家系が博多町人である。⁽²⁰⁾屋敷は博多津の市小路中町（現、博多区奈良屋町）にあった。左記の通り、末次家の役割として、「末次與四郎一族之者乍恐奉願上口上之覚」⁽²¹⁾の冒頭に「両市中往来切手取次役」・「旅人改役」・「御浦方船庄屋役」が記されている。

一、末次與四郎儀、代々御扶持方頂戴、格式被為仰付置、両市中往来切手取次役、旅人改役并御浦方船庄屋役被為仰付置、御役料銀ヲも頂戴被為仰付、私共も冥加至極難有仕合奉存上候

また、「嶋井善兵衛・神屋善四郎奉申上口上之覚」⁽²²⁾に、

一、末次與四郎家督相続仕候儀は享和二年戌二月ニ而御座候

一、御扶持方之儀は寛保貳年戌九月ニ三人扶持、子孫ニ至迄無相違頂戴被仰付候旨御書出所持仕居申候

一、天明三年卯十二月廿九日、銀子三百目宛年々拝領被仰付候旨被仰渡候

〈中略〉

文政五年十月二十二日

とある。末次は、寛保二年（一七四二）から三人扶持、天明三年（一七八三）

から銀三百目を拝領していたことが分かる。天保分限帳には「三人扶持」として「末次与次郎」が掲載されている。⁽²³⁾

福博の町人には格式があり、「両市中格式町人人数之覚」⁽²⁴⁾によれば、文政十三年（一八三〇）九月時点の格式町人は五十七人である。大賀善之進・大賀甚之丞を筆頭に、大賀次二人、福岡年行司二人、博多年行司二人、年行司次が記されている。「年行司次」の一番目に「末次与三郎」とある。また年号は不明ながら「博多市小路町中 大賀次 末次與兵衛」と記された文書もある。⁽²⁵⁾「大賀」は博多を代表する町人であり、その「次」という意味で「大賀次」の格式がある。天保九年頃は「大賀次」に就任していたかもしれないが、確認できなかった。

年行司の起源は中世に遡る町人の代表者であるが、江戸時代中期には、町奉行所の下、年貢米や農村から商品として流れ込む米穀・蠟や練綿などの管理を任せられ、運上銀の取り立て、人足入目の算用など重要案件の審議・実行、町年寄や組頭の推挙などを行った。⁽²⁶⁾

格式町人には特権として絹服の着用が許され、諸願届書は直接町役所へ提出でき、宗旨改に際しては、町全体の帳面から独立して、自分の家だけで改帳を作成することができた。さらに藩主に対する年始の拝礼・参勤発着の際の箱崎茶屋での送迎、祝儀の節の酒肴の頂戴、御能拝見などが許された。⁽²⁷⁾

3. 巡見使迎接の準備

1) 末次家の作事

話題を巡見使を迎える準備に戻そう。休憩所として選ばれた三家では、巡見使を迎える前に、宅地や建物の整備・修繕が行われた。『御巡見使記録』は末次家でのような繕普請が行われたのかを詳しく記している。

前年の天保八年九月二十九日、福岡藩「御用聞役」の岸田文平・明石助九郎、「御町奉行」の三木権六、「御普請奉行」の十時源太夫・伊丹丹弥、「御座

敷奉行」の牛原卯右衛門、「御買物奉行」の湯浅三太夫、「大工棟梁」の新大工町の三七・箕子町の助一など総勢十七人の役人たちが職人たちが末次家を訪れた。藩の重臣が揃って訪れており、福岡藩がこの作事を重要視していることが分かる。彼らは前回（天明八年）巡見使を迎えた時の居宅絵図を持参しており、それをもとに「天明期之通」に今回修繕する箇所や方法などを協議した。

「末次家居宅絵図」【図3】⁽²⁸⁾には普請された箇所とその内容が朱書きされている。『御巡見使記録』の記載と照らし合わせながら作事の経過を記す。末次

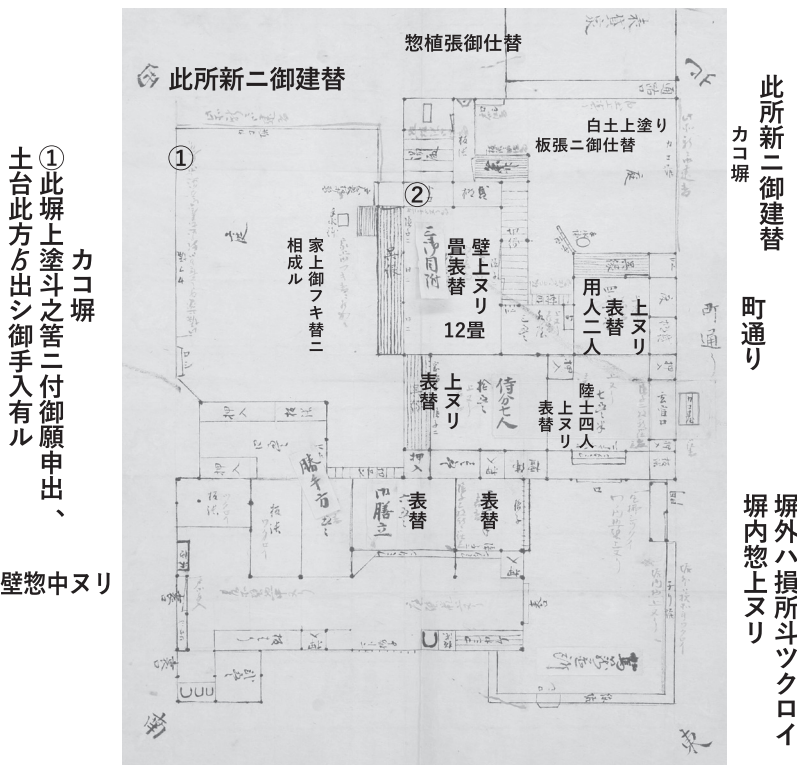


図3 末次家の作事

「末次家居宅絵図」

末次文書（番号三二）⁽³⁰⁾より作成。見えにくい朱書きの添え書き文を明記した。

①・②は末次の希望により計画が変更された箇所を示す。②は床の間小襖の描画箇所である。

家の工事は、天保九年一月二四日に大工小屋や湯小屋が建てられ、二月一日から本格的な作事が始まっている。

まず敷地の四面を巡っている外周の塀、居宅の廂・戸袋など、外回りの整備が行われた。塀の土台は、原案では表通りに面する部分だけ仕替え、他は土台は扱わず上側の白地に塗るのみ計画であったが、末次は本座敷から見える向通りの塀の土台の仕替を願っている(図3中①)。末次の希望は、御普請方付衆の片山氏から御普請方の頭衆へ伝えられて許可が下り、土台の仕替を成就したことが『御巡見使記録』に記されている。

同(二月)十日 片山氏え向通り之長塀ハ御仕替ニ不相成、白土上塗計之由承候ニ付、土台材木ハ私可指出ニ付、土台御敷替被仰付候儀ハ相

叶間敷哉及相談候処、尤之事候故、役頭衆え申上ケ可遣由也

同十四日 右同断、兼而相願置候向通り塀為見分、棟梁助一見え候ニ付、

吸物三ツ盆ニ而酒出ス、片山氏・助一・忠次郎・悦次也

同十八日 〈中略〉○御普請方え兼而願置候長塀土台替之儀、御聞濟ニ相

成候条、

左之通材木相調候事

一、忝本ハ杉式間五寸角、一、式丁ハ式間四寸貫

此分ハ御作事方被下

一、忝本ハ同忝丈五寸角、一、四本ハ忝丈丸太

内三本ハ右同被下候ニ付、

メ全く忝本此方調候事

同廿一日 右同断、今日、塀土台敷替成就ニ付惣中え酒出ス、酒五升・

鯨大根木(葱)之煮付ケ也

本来藩の費用で行われる作事の変更は許されない筈であるが、末次家が個人の居宅で、今回のみの「御用借」であったこと、変更に伴う費用を末次が

負担することで、藩としての関与を回避できることから許可されたと考えられ、きわめて興味深い。しかも末次がこの希望のために負担したのは仕替に必要な材木九本の内、忝丈丸太一本のみであった。このことは、一部ではあるが経費を負担したという証拠つくりと考えられる。

居宅の外周りにについては、北側の廂、東側の縁側は竹から板張りに、西側の戸袋は新たに作り直され、二月三十日には外装工事が終わって、大工小屋や湯小屋の解除・座敷奉行の見分が行われている。

二月二十八日からは内装工事が始まり、三十日まで三日間は障子張が行われた。二十九日には、障子・襖・扉などの縁の上塗が出来上がり、三月一日からは襖紙の張立(張替)が行われた。十五日まで全室の内壁上塗り、襖縁離し、縁や障子の腰受塗方等が行われた。襖には全て所定の形紙が張られたが、左記のように床の間の小襖は、末次の希望により末次の自弁で唐紙に張り替えられ、衣笠要²⁹による描画が叶っている(図3中②)。御用絵師による描画は御用聞役の内諾を得て、御座敷奉行から絵師に話を通じているが、表向きは末次が直接依頼した形にするようにと指示され、衣笠宅に依頼に向いている。

同(二月)十三日 右同断、今朝明石助九郎様え罷出、床袋棚下張付、形

紙張ニ被仰付候趣ニ付、唐紙ハ私可指出ニ付唐紙張ニ被仰付被下候

儀ハ、被為叶間敷哉与相願置候、早速御承引、今日筋々え被仰談可被

遣、尤画ハ手元相頼候様ニ被仰聞候事

同廿日 右両人・手伝共二見え、床張付ケ出来致ス、昼過頃御座敷奉行

牛原卯左衛門様(御座敷奉行)、御掃除坊主小頭忝人召連被參、暫御咄

有之。御茶・御菓子出ス、咄之序ニ付、床画之事御咄仕候、早々助

九郎殿え咄合見可遣由被申候ニ付、重疊相頼置候事、

同(三月)六日〈中略〉○御座敷方呼出ニ付罷出候、先日牛原様え御

咄申置候床画御用ニ而、衣笠要様え被仰付被下候段、御達有之、尤表

向ハ此方相対頼ノ都合ニ致候様、内分ハ御座敷方於御役所衣笠え被

申談置被下候由也

同九日 衣笠氏え参り画之事相頼置候事

衣笠は三月十七・十八日に本座敷の袋棚下小座敷床の間の小襖に絵を描いている。

同(三月)十七日(中略)衣笠要様御出、床張付書懸りニ相成ル、昼酒出ス、片山氏・大工兩人ニも酒出ス、衣笠氏計仕廻酒出ス、昼飯・夜食共ニ出候也

同十八日 衣笠氏御出、袋棚下小座敷床ノ内出来上ル、昼酒・御飯出ス、仕廻揚り酒・飯出候事、○袋棚小襖之義、衣笠氏え御座敷方画之事、御談ニ相成置候由、要様御噂有之ニ付、形紙張上ケ有之候得共此方唐紙二枚出シ張直させ衣笠氏えもたせ相頼遣候事

ここでも本来の計画になかった末次の希望、すなわち福岡藩の御用絵師による小襖の描画が、末次の唐紙提供によって許されている。このことは、末次家が個人の居宅で、巡見使迎接のために一時的に借り上げられた「御用借」の家であったこと、藩は当初の計画通りの作業を行った後の変更で福岡藩の責任は問われないこと、さらに、描画に関する費用は末次の拠出であったために許されたと考えられる。「御用宅」を擁する大賀の作事ではあり得ない変更である。

三月二十二日～二十三日には畳替えが行われた。「末次家居宅絵図」から算出すると、家中の総畳数は四十七・五畳であるが、目付の近藤が休憩する上の間(本座敷)十二畳、侍分が休憩する次の間七畳、茶の準備をする三畳敷の都合二十二畳は新しい畳表を使用し、残りの二十五・五畳は本座敷などで使用していた畳表を繰り下げて未使用の面に敷き替え、家中の畳が全て新しい面に張替えられている。

同廿二日 畳張三人参り、表替致懸り候、昼後又五人参り都合八人ニ成ル、過半出来致、頭取次右衛門始終参り世話指図等有之候、○上ノ間・次ノ間・三畳敷迄、新表也、小座敷以下ハ右表くり下ケニ相成候事

同廿三日 畳替四人参り残り分表替仕廻、夫方両方之縁薄へり、小用所迄薄へり出来上り候事

このように三ヶ月をかけて、巡見使たちが休憩に使用する部屋だけでなく、外周の塀から台所の壁や板張りに至るまで整備され、粗方の普請が終わって、三月二十八日に座敷奉行の見分があり、その後、小さな修繕などが行われて、四月十三日午前には「成就見分」のため、「御用聞」の山口孫右衛門・明石助九郎、「御町奉行」の三木権六、「御普請奉行」の十時源太夫、「御座敷奉行」の牛原卯右衛門、がそれぞれの付衆を伴って大勢訪れた。

さらに、四月二十二日には「御用人」の黒田三左衛門・林太郎右衛門、「御用聞」の田中佐太郎、「御納戸頭」の郡金右衛門・杉山文左衛門、「御町奉行」の魚住新之丞、「御普請奉行」の十時源太夫・伊丹丹弥が、「成就大御見分」のため夫々の付衆を大勢連れて訪れている。奥向きの重臣を含めて、多くの重臣が見分しており、福岡藩が総がかりで巡見使迎接に備えていることが分かる。

同二十三日～二十四日に駕籠置所・幕張下地・仮り便所ができ、二十八日には門の内に「用心田子」⁽³⁰⁾を飾り、三十日には家財道具をすべて二階に片付け、閏四月一日に幕を張り、庭や通りに砂を撒き、掃除をして、手水台を設置しすべての準備を終えた。

この間、整備されたのは末次家だけでない。四月晦日条に「今朝大賀御普請受持之付衆見え、明後二日御巡見使御入込ニ可相成御模様之由咄有之候間(後略)」、三月四日は「張立有之、今日大工縁離しニ不参候ニ付、先今日切ニ引取、一兩日大賀え参り其後可参由也」とあり、大賀でも普請が行われ、職

人たちが掛け持ちしている。また、四月二十六日には「丸太九本・竹一抱取ニ参ル、日雇方正吉・又次兩人え相渡ス、陸奥守殿方行之由也」とあり、末次で不要となった木材や竹を陸奥守の方へ移したとの記載がある。作事は巡見使の休憩所を務める大賀家や藩主の待機場所となった祝部陸奥守の屋敷で並行して行われたことが分かる。

2) 船の手配

末次は「御浦方船庄屋」役を勤めており、博多の船の登録など船を管理する立場にあった。このため、四月十三日午後には「御船方見分」を受けている。博多からは藤崎川の渡しに御召船三艘・御供船三艘の六艘、室見川の渡しに御召船三艘・御供船四艘の計七艘を、他に福岡からも両川に計八艘、全体で二十一艘が求められ、御浦役所より船は破損部の修繕と舟底には簀子を敷き乾燥させておくように指示されている。

同(四月)十三日 今日御船方御巡見使御用浅行船御見分有之候ニ付、

鯛町川下え不残相揃置、日高屋貞次え申付置、手元御見分相済、九ツ

頃方致出方相待居候処、八ツ半時頃吟味役廣田良八様、御梶取何某殿

立会見分有之、御撰出シ有之分書付差出ス、且船主夫々え貞次を以委

細申談させ置候事

同(四月)十九日 御船方吟味役廣田良八様方申談度御用有之旨ニ付罷

越候処、十三日見分ニ相成居候、浅行船之儀福岡分損じ多く御用達致

兼候条、博多分ニ而四艘相増、左之通御仕方ニ相成候旨ニ付、書付ヲ

以御船方・御浦役所兩役所え指出候事

〈中略〉

都合式拾壹艘御入用也

右御召船ハ勿論、御供船共ニ損シ有之分ハ取繕ひ、簀板敷能々おが以

上ヶ置候様、貞次を以申談置候事

各船には加子が三人ずつ乗り組み、加子だけでも六十三人に及ぶ。多人数なので渡しの際に混雑して間が空かない様、漁人頭取四人に采配を指示している。

同(四月)廿九日 藤崎・室見両川御渡船数艘加子多人数之事故自然致

混雑、御間欠ケ等有之而ハ不相済儀ニ付、漁人頭取西町浜長右衛門・

庄助、市小路町下喜六・堅町浜兵次郎、右四人え乗廻シ之節、鯛町下

え右致出方都合能様、致才判候様、申付候事

また諸国巡見使と同じこの時期に、天領を巡見する「御料御巡見」(「国々御料村々巡見使」)も博多を通行しており、末次はこちらの渡し船も手配している。「御料御巡見」は左記の通り、総勢二十一人と少なく、博多・福岡城下は通行するのみで藩主との面会や休憩・宿泊はしていない。³¹⁾

同(四月)十五日 明後十七日御料御巡見使、姪浜御泊りニ而御通行ニ付

兼而相連置候浅行船明十六日ハ乗廻候様申付候事

同十七日 御料御巡見御三使共ニ無滞御通行公役浅行船無御間欠相仕廻

候事御料御巡見衆御名元

田口岩蔵様 上下八人

渥美武右衛門様 上下八人

池田為助様 上下五人

4. 博多での巡見使への対応

1) 巡見使が休憩した当日の迎接【図4】

閏四月三日当日、末次家の家族や使用人たちは早朝から「裏隠宅」に移り、台所では藩の賄方が準備をはじめ、「三畳敷ノ間」では「御座敷坊主」が煎茶



図4 博多での巡見使の迎接

①下大賀、曾我（正使）②上大賀、大久保（副使）③末次家、近藤（目付）④祝部陸奥守宅、藩主斉溥（社家町）
博多繁昌の図（「博多部ランド協議会」作成）に著者加筆

を用意した。末次家の御用借となった茶の湯の「窯・五徳・水指」以外の道具類は一切持込であったので、肝煎役たちは忙しく、本座敷では床の間に掛け軸（狩野尚信筆「梅二連雀ノ画」一幅）を飾り、御刀掛一ツ・御朱印台を置き、本座敷の間に御町方から借りた「六枚金屏半双惣金地二極彩色花車ノ図」の屏風で仕切を作り、手水場に手拭掛や盥などを設置した。

福岡城でも巡見使に出会の準備が始まった。杉山文左衛門の記録⁽³²⁾によれば、四ツ（午前十時）過、三人の巡見使が香椎宮の参詣を終えて出立したと郡方からの注進を受けて、藩主黒田斉溥の行列は博多へ向かっている。表御門を出ると、上ノ橋・大名町・天神丁・中島町・川端・今熊筋を通り、社家町の祝部陸奥守宅⁽³³⁾（図4中④）に入り待機した。

三人の巡見使は笹崎宮参拝を終えて、正午頃「下大賀」の大賀甚之丞宅（図4中①）に到着した。斉溥は三使が大賀宅に到着したとの町方の注進を受けると、社家町より櫛田前町・奥堂下・小山町筋を通り、呉服町下の大賀甚之丞宅を訪れ、三使と面会した。そして面会が済むと呉服町より中間町掛筋・

中島町・牢屋ノ丁・中ノ番・名島町・本町を通り、上ノ橋より、九半時（午後一時）過に福岡城に帰座した。

巡見使たちは藩主や家老の挨拶を受けた後、昼食休みのため、それぞれ割当の家へ別れた。則ち、正使の曾我又左衛門は大賀甚之丞御用宅（図4中①）、副使の大久保勘三郎は大賀善之進御用宅（同②）、目付の近藤勘七郎は末次與三郎宅（同③）である。

末次は巡見使が笹崎宮を参詣したとの連絡を受けて衣服を改めた。大賀宅での儀礼的挨拶の終了を見計らい、市小路「上之辻」へ出て待った。近藤の乗った籠が近づいてくると「平伏」し、「御駕籠通り過ル頃、直ニ御先ニ懸ケ抜ケ御案内申上ル」とあるように、駕籠が通り過ぎると先へ駆け抜けて自宅まで案内し、玄関の向の側で平伏した。近藤様御同勢の内、上位の十四人が末次家で昼食を摂り、残り十九人は下宿綱屋勘右衛門方で対応した。

巡見使たちに出された昼食の献立は、

	御献立	
御煮物	はんへん	塩雁
	塩煮海老	新牛房
	重松茸	松露
	茶せんうと	羽衣とうふ
	花柚	かわり菜
		御香ノ物
		守口漬
		御飯

であった。巡見使近藤には「御側衆」が給仕し、その他「御用人」などの従者には「用意之給仕子供」拾人程が麻の袴を着用して担当した。因みに、御飯は一人当たり二合五勺ずつで、副食も合わせた近藤様御同勢三十三人分の食費は合計で丁銀壹貫三百四十二文（金三朱と二百二十文）であり、金一両を十万円として換算すると、総額は約二万二千四百十九円、近藤は約

七百七十六円、他の三十二名は約六百七十六円となる。

他藩ではどのような料理を提供したのだろうか。公儀の定めは一汁一菜であったが、天保九年に岡山藩において巡見使に提供される料理の献立を一覧にして記した「御巡見様在中御休泊御献立書上帳」を見ると、岡山藩では一汁三菜（煮物を含む一汁二菜と香の物）を基本としている。例えば勝尾村での昼の献立は、煮物（鱸切身、ごぼう、かき豆、錦麩、くわい）、うなぎ蒲焼、香の物（瓜当分漬、茄子奈良漬）、味噌汁（細根大根、あられ麩）と記されている。博多での昼食は一汁二菜（煮物を含む一汁一菜と香の物）で表向きは公儀の指定に近いが、汁が具沢山になっており、実際は一汁三菜に相当すると考えられる。各藩共に季節の食材や領内でとれるさまざまな産物や名品を取り揃え入念に準備して提供したことが分かる。

巡見使たちが食事をする間、末次は近藤の「御用人」から帳面三冊を見せられ、例文のとおり、木銭米代の領収証、貸し出した調度品の受取証、後から来て巡見使の「御人数之内」と言う者へ「売物」をしないことの誓約書を作成して「御用人」へ提出し、同時に昼食代金を受け取っている。

昼食・休憩を済ませた一行は、「八ツ半頃」（午後三時頃）に出発した。さしたる問題もなく、巡見使を送り出した末次は、主だった世話係たちと「吞ずんハ有へからず」と酒を酌み交わし、「巡見使 すみし祝ひに汲かわす 酒も迎杯するそ目出度」と歌を詠んで祝っている。

2) 巡見使からの尋問

前述のように、巡見使派遣の目的は私領における実情を知る事であった。このため藩は巡見使からの尋問対策として迎接に係する町人に予め回答を教示した。博多は、しばしば福博と称されるように、福岡と対をなす双子都市であった。福岡は、福岡城を中心に住人は武士が大部分を占め、一部町人の住む町であるのに対し、博多は太閤町割りの掟のために武士は住んでおらず町人の町であった。巡見使を迎える末次與三郎たちが心得として町役所から示された博多の概要は、下記のとおりである。

御巡見使又ハ御家頼衆之内ハ御尋之有之儀も難計候ニ付、相答候廉々之内、凡肝要之儀計左之通り相心得居候様被仰付、則写取候事

覚

- 一、博多町数 百三町
- 一、同家数 式千四百五拾六軒
- 一、外二借屋鋪 九百九十竈
- 一、同間数 一万九百九拾四間三步
- 古来ハ御定人夫高式千六百六拾六人式歩一厘
人数壹万四千九百五拾壹人
- 一、神社 七ヶ所
- 一、寺数 六拾ヶ寺、内拾ヶ寺ハ寺領付
- 一、船数 九拾六艘
- 一、遊女 百五拾式人
- 一、酒屋 式拾七、八軒
- 一、麴屋 四拾七件
- 一、馬数 三十五疋
- 但、三十疋ハ札馬
- 一、博多織御調可被成旨被仰候は、御献上并ニ御用向織申ニ付、急ニ難相調、併少々間合有之候得ハ、調申儀ニ御座候由可申上事
- 附、直段近年糸物高直ニ付、只今之直段男帯一筋ニ付銀四拾目、羽織地氈反につき銀二百十八匁、墓町一端につき同百六周八匁
- 一、練酒 壹升ニ付代銀拾五匁
- 一、索麵 代銀壹匁ニ付九竿

博多の町数は百三町、家数二千四百五十六軒、人口一万四千九百五十一人など、当時の博多の概要を知ることができる。しかしながら、実際に末次らが巡見使やその家来達から質問を受けたか否かは記載が無く不明である。

時代は異なるが、『博多津要録』「順（巡カ）見御上使御下向之事」⁽³⁶⁾に、巡見使からの尋問に対応した町人の状況が書き残されている。

延宝九辛酉歳四月

(略)

一 御上使様、呉服町御立被成候道より被仰付候ハ、御尋被為成候事有之候間、所之様子存候者一兩人姪浜へ急度可参旨被仰付候、就夫年行司六人・福岡月行司六人、御付堀兵右衛門被相添、姪浜へ被遣参申候、姪浜へ吉田久太夫殿御座候ニ付、何も罷越候通申上候得は、年行司三人・月行司三人罷出、御尋被成候次第承、御受申上候へと被仰付罷出候事

奥田八郎右衛門様

末次与兵衛

市場屋 弥右衛門

罷出ル

戸川左之助様

吉田小兵衛

大坂屋 仁左衛門

右同

柴田七左衛門様

勝野次郎左衛門

対馬屋 市右衛門

右同

右之通尔罷出御尋被成候、早々承御受申上候次第、数々御帳面ニ御記被成判形被仰付、何も無懈怠仕舞罷帰、右之通御町奉行衆へ申上候処ニ、御上使様御尋被成候数々御受ケ申上候次第、書付以指上候様ニと被仰付候次第、一組切ニ書付三通指上候事、

の条がある。巡見使から、福博の状況を良く知るものを二人宛遣わすようにという指示に対して、年行司六人と福岡月行司六人が、福岡藩土堀兵右衛門⁽³⁷⁾とともに、巡見使が滞在する姪浜へ赴いている。姪浜では大名組頭の吉田

久太夫から、巡見使の御尋に対して今まで教えた通りに答えるようにと念を押され、派遣された町人の内、上記の年行司三人と月行司三人が各一人宛ペアになって罷出ている。その後巡見使からの質問と答えた内容を書付にして御町奉行衆に提出している。但し提出された書類やその下書きは見つかっていないため、ここでも質問内容は不明である。

なお、末次家の当主は代々与兵衛を名乗っていることから、奥田八郎右衛門への回答を担当した末次与兵衛は、『御巡見使記録』の著者の先祖に当たると思われ、末次家は延宝年中には既に博多年行司を務めていたことが分かる。

巡見使からの質問対応としては、小倉藩の記録に「天保九戌年御巡見御上使回答書」と題する巡見使の質問に対する模範回答の下書きが残されている。⁽³⁸⁾

この記録によれば、覚八か条の条文通りの想定問がほとんどであるが、「寛政年中より御町孝人有之哉」に対して、親孝行により米俵などを拝領した五名が挙げられており、孝行者の表彰が「町在々所々之仕置」の善い根拠となっている。また、「小倉名物何々有之候哉」、「右直段」の御尋は「銘々覚候通可申上候」と回答者の裁量に任されているが、「右帳面之外之義御尋被成候ハハ先者委敷不奉存候段申上（後略）」と回答を制限されている。

天保九年、福博に関する質問がどこでどのように行なわれたかは不明確であるが、「順見使西国紀行」の閏四月三日に、「博多町大賀善之進方にて休ム、未上刻出立、橋を渡り、…、博多町数百三丁、福岡町廿式丁、町数ハいと多し、…」の記載があり、博多の概要が正確に伝わっている。

おわりに

『御巡見使記録』は、末次與三郎廣營による私的な記録であるが、巡見使を迎接するために福岡藩が個人の家を借り上げて、総普請ともいえる作事を行ったことを示す貴重な史料である。第一に、居宅全体の整備が全て藩の費

用で行われるという実利的な側面が大きい。しかも、外壁の仕替や御用絵師による描画など、作事の一部は末次の希望で計画の変更が許されている。末次家が藩所有の「御用宅」ではなく、一時的な「御用借」であったことが変更を可能にしたと考えられ、この差は重要である。変更は表向きあくまで末次の責任で実行されているが、変更に伴う費用は比較的少額で実質的には藩の財力による所が大きく、利点が勝っている。

また、博多町人の筆頭である大賀家と共に巡見使の休憩所を命じられたことは、末次家が大賀家と同格に近い評価を得ていることを意味し、その名譽を喜んでいる様子も見て取れる。末次は藩役人、特に付衆などと良好な協力関係を構築し、大工・塗師・張物師などの職人たちに対する配慮も忘れず、折々に茶、酒や食事を振舞っている。作事は職人たちは気持ちよく作業したと思われる。末次は巡見使を送り出した後には歌も詠んでいる。和歌は武士や僧侶たちの間で盛んに詠まれており、博多町人にとつても教養の一つであったと考えられる。

福岡藩における経済的な面を考慮してみると、三ヶ月におよぶ末次家全体の整備には資材費・人件費など莫大な費用を要したと思われる。しかも繕普請は末次家だけでなく両大賀家や祝部陸奥守宅でも行われている。さらに巡見使が通行する道路や外壁なども補修されたと思われる。家来衆の対応にも近くの宿屋を借り上げる必要があった筈である。諸国巡見使が昼休みをする約二時間のために、福岡藩はどれほどの支出をしたのだろうか。具体的費用は本史料に出てこない。全体像は今後の課題である。

注・文献

- (1) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説」〔西南学院大学博物館研究紀要〕四号、二〇一六年)、同「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)——立野良道『西海道日記』一・二・三・四卷」〔西南学院大学博物館研究紀要〕五号、二〇一七年)、同「天保九年幕府巡見使の従者日記(二)

——立野良道『西海道日記』五・六・七卷」〔西南学院大学『国際文化論集』三二巻一号、二〇一七年)

(2) 『御巡見使記録』は、福岡県立図書館所蔵の末次文書の一つ(文書番号・追一一)。三十三丁の和綴の冊子体。表紙の後、一丁に九行宛、日付毎に当日の出来事などが記されている。内容の詳細は、隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年(一八三八) 博多で休む幕府巡見使への対応記録——『御巡見使記録』の解説——」〔西南学院大学『国際文化論集』三七巻一号、二〇二二年)を参照のこと。

(3) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)(二)——九州地域を中心にして——」〔九州史学』七七・七八号、一九八三年)

(4) 「寛永十年諸国巡見使覚」〔近世法制史料叢書』第二一「教令類纂」創文社、一九五九年) 国立国会図書館デジタルコレクション(影印版)

(5) 前掲注(3)、馬場憲一「諸国巡見使制度について——幕府政治との関連を中心に」〔法政史学』第二四号、一九七一年)、大村市史編さん委員会「第三章 大村藩の産業・交通と領民生活」〔新修大村市史 第三巻近世編』二〇一五年)

(6) 「御当家令篠」〔近世法制史料叢書』第二、創文社、一九五九年) 一八五頁

(7) 「御触書寛保集成二十三」諸国巡見之部〔御触書寛保集成』岩波書店、一九七六年) 一一九八頁

(8) 前掲注(7)に同じ。

(9) 「御触書天保集成八十九」儉約之部〔御触書天保集成』岩波書店、一九七六年) 五九二六—五九二八頁

(10) 森弘子・宮崎克則「天保九年、幕府巡見使への対応書 島原藩『改席御巡見用下調書留書抜』」〔西南学院大学『国際文化論集』三三巻二号、二〇一九年) 天保九年正月、江戸の島原藩留守居が「九州筋御巡見使」の御三使に呼び出され、巡見使への接待については「天明度之通」にするよう達せられた。また、「御巡見使之御家来」たちの「無心」対策を講じたことが書かれている。

(11) 前掲注(1)の内、森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説」〔西南学院大学博物館研究紀要〕四号、二〇一六年)

(12) 前掲注(1)の内、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)——立野良道『西海道日記』一・二・三・四卷」〔西南学院大学博物館研究紀要〕五号、二〇一七年)、同「天保九年幕府巡見使の従者日記(二)——立野良道『西海

- 道日記』五・六・七巻」(西南学院大学『国際文化論集』三二巻一号、二〇一七年)
- (13) 「御上使之事」(『博多津要録』第一巻、西日本文化協会、一九七六年) 巻二一
 十四、二一、二二頁
- (14) 「巡見御上使於博多御宿相極ル事」(『博多津要録』第二巻、西日本文化協会)、
 一九七六年) 巻十六一七一、三七六、三七七頁
- (15) 大賀静子「大賀宗九(本姓大神)実録 英傑博多の豪商」(あらし書店出版部、
 一九九二年) 大賀宗九の業績を主として、大賀家の由緒や家系を記録したもの。
- (16) 『大賀家記録』(大賀(静)文書、福岡県立図書館蔵マイクロフィルム) 大賀
 家、特に上大賀家の由緒を記録したもの。
- (17) 「天保分限帳」(『福岡藩分限帳集成』海鳥社、一九九九年)
 「御扶持方取町人」の最初に「五拾人扶持、銀壹貫五百目充 但暮渡 大賀善之
 進・大賀甚之丞、忠之公御代長崎えカリヤウタ船参候節、大賀宗伯・同宗恩御供
 ニ被召連、右船焼打ニ相成候節、御国を焼草廻着及延引候節、右兩人相働遂才覚
 候付為御褒美右の通被下、光之公御代ニ銀子等差上候儀も有之、被下銀或ハ被下
 米等御渡被成候儀も有之候得共、右御扶持方ハ已然ハ五拾人扶持被下候事」と
 記されている。
- (18) 前掲注(15)に同じ。
- (19) 『福岡県史 通史編 福岡藩(一)』(西日本文化協会、一九九八年)
- (20) 奥村武「長崎と博多町人」(『長崎談叢』五〇輯、長崎史談会編、一九七一年)
- (21) 「末次文書」(番号八)、末次與四郎の死去にともなう、年号不明ながら「午十一
 月」、その「一族」が「跡式」を願って差し出した願書の写しである。
- (22) 「末次文書」(番号十一) 博多の有力町人嶋井と神屋が、末次與四郎の家督相続の
 年月や扶持や役料を調べて知らせるようにと命令されて御町役所に差し出した
 口上の控えである。
- (23) 「天保分限帳」(『福岡藩分限帳集成』海鳥社、一九九九年)に「御扶持方取町人
 三人扶持 末次与次郎」の記載がある。
- (24) 「末次文書」(番号五)の「両市中格式町人人数之覚」によると、末次の格式は、
 文政十三(一八三〇)年九月時点で「年行司次」である。末次に次いで、神屋市
 右衛門、嶋井久左衛門の名がある。博多三傑と言われた大賀家・神屋家・嶋井家
 に伍していたと考えられる。
- (25) 「末次文書」(番号三一)の「御書付」。年不明。
- (26) 前掲注(19)に同じ
- (27) 博多町人は藩政や町政への寄与、献米銀等により、大賀氏を筆頭にさまざまな格
 式と特権が与えられた。(福岡市博物館アーカイブス、企画展示No.40「古文書
 で見る近世福岡町人の社会とくら」)(<http://museum.city.fukuoka.jp/>)
- (28) 「末次文書」(番号三二)「末次家居宅絵図」。天保九年巡見使を迎えるためにどこ
 が修繕されたかを示す屋敷図である。普請箇所は朱書きされている。
- (29) 衣笠要は衣笠家六代、守由、天明五年(一七八五)〜嘉永五年(一八五二)、能
 楽の演目を題材にした大和絵の鉢木・小督図や俵藤太百足退治図(志賀海神社
 蔵)が現存する。(福岡市博物館アーカイブス、企画展示No.073「福岡藩の御用
 絵師 衣笠氏」(<http://museum.city.fukuoka.jp/>) 知行は十五石五人扶持。(天保
 分限帳、前掲注(23)に同じ)
- (30) 前掲注(13)に同じ。
 寛文七丁未歳四月廿六日
 御上使近日御着ニ付而急度申触候事
 (中略)
- 一、一町ニ四所宛新敷たこ(田子)にのみ水入、新敷かいぎにたこ(田子)沓ツニ
 式本宛并いまり(伊万里)焼きれいな茶わん二ツ宛、指添出シ置可申候事
 とある。「田子」は桶で、寛文七年の巡見使を迎えたときは飲み水を入れている。
 本資料の「用心田子」は用心とあることから飲み水でなく火の用心のための水桶
 と考えられる。
- (31) 「福岡藩重臣杉山尚行日記」 福岡市博物館所蔵 天保九年四月十七日条
- (32) 「福岡藩重臣杉山尚行日記」 福岡市博物館所蔵 天保九年三月二〇日条、閏四月
 三日条
- (33) 祝部陸奥守は櫛田神社の神職、社家町は櫛田神社の前、現在、参道・博多町屋ふ
 るさと館がある辺り。
- (34) 「天保九年、江戸幕府・諸国巡見使への献立」岡山中央図書館所蔵。沖新田三番
 (現、岡山市中区藤崎)で大庄屋を勤めた豪農、藤原家に伝わった藤原家旧蔵文書
 「藤原文庫」の一つ。全約千点の内、天保九年諸国巡見使関係文書を五十点含む。

<https://www.ocj.city.okayama.jp/TOSHOW/asp/index.aspx>

- (35) 「櫛田神社文書」(『福岡県史資料』第九輯、一九三八年)二二六頁、「定 筑前国博多津」の第八条に「一、於津内諸給人家迄持儀、不可有之事」の条文がある。
- (36) 「順見御上使御下向之事」(『博多津要録』第一巻、西日本文化協会、一九七六年)巻三―八九、一一五―一二二頁
- (37) 「寛文分限帳」(『福岡藩分限帳集成』海鳥社、一九九九年)。堀兵右衛門は確認できず。吉田久太夫は二千石取の大名組頭。
- (38) 前掲注(20)に同じ。
- (39) 「天保九年小倉藩の記録」(『福岡県史資料』第二輯、一九三三年)四八五―五三四頁、
- (40) 前掲注(1)の内、森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説」(『西南学院大学博物館研究紀要』四号、二〇一六年)